

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会
日時	令和8年3月17日(火) 15:30~17:00
場所	芦屋市役所東館 大会議室
出席者	委員長 家高 将明 委員 宮崎 満梨瑛、馬場 幸子、村角 充彦、木下 京子、 和田 周郎、善積 雅子、上田 利重子、山本 眞美代、 三谷 康子、山田 弥生 欠席委員 前川 美穂
事務局	監査指導課 課長 浅野 理恵子 係長 橋本 雅子 " 主査 笹井 彩喜子 主事 大塚 恵実 高齢介護課 課長 竹内 典子 " 係長 正好 隆裕
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について
- (2) 地域密着型サービス事業所の事業譲渡に伴う指定について
- (3) 令和8年度地域密着型サービス事業所の指定スケジュール及び今後の指定に係る取扱いについて
- (4) 地域密着型サービス事業所の運営指導結果について

2 提出資料

- ・委員名簿
- ・議事次第
- ・【資料1-1】地域密着型療養通所介護の指定の審査について
- ・【資料1-2】新規指定事業所資料一式
- ・【資料2】地域密着型サービス事業所の事業譲渡に係る指定申請について
- ・【資料3】令和8年度地域密着型サービス事業所の指定スケジュール及び今後の指定に係る取扱いについて
- ・【資料4-1】令和7年度地域密着型サービス(介護予防を含む)の運営指導結果等について
- ・【資料4-2】市内の指定地域密着型サービス事業所一覧
- ・地域密着型サービス運営委員会設置要綱

3 審議内容

事務局（浅野） 定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。

お手元の議事次第に沿って進めてまいります。議事進行は家高委員長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

家高委員長 では皆様、よろしくお願いいたします。まず事務局より、本委員会の成立状況について報告をお願いいたします。

事務局（浅野） 本委員会の成立状況等についてお伝えいたします。本日は、現時点で委員12人中11人の委員が御出席であり、委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、本会は成立していることを御報告申し上げます。

また、この委員会は附属機関等でございますので、芦屋市情報公開条例第19条により、原則公開となっております。本日の発言内容、発言者のお名前等は、議事録として市のホームページ等にて公開されることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。また、議事録作成のため、ICレコーダーでの録音をさせていただきますので、併せて御了承をお願いいたします。

次に、傍聴につきまして、附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領により、定員の範囲で、当該所属機関の長が認めるものとなっておりますが本日は傍聴希望者の方はおられません。

最後に、配付資料の確認をさせていただきます。事前送付資料といたしまして、委員名簿、議事次第、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、資料4-1、資料4-2、以上を送付しております。お手元に不足の資料はございませんでしょうか。配付資料は以上でございます。

家高委員長 次第の2、委員交代について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（浅野） 委員の交代につきまして御報告させていただきます。配付しております委員名簿を御覧ください。このたび、有田委員が令和8年1月31日付で御退任されました。本日、御欠席されておりますが、後任といたしまして、芦屋市医師会理事の前川美穂様に残任期間を担っていただく運びとなりました。御了知をお願いいたします。

家高委員長 議事次第3の議題に入ります。事務局より、議事（1）地域密着型サービス事業所の新規指定についての資料の説明をお願いいたします。

事務局（笹井） お手元に資料1-1及び資料1-2を御用意ください。

このたび、地域密着型療養通所介護についての新規指定申請があり、介護保険法において地域密着型サービスの事業者を指定する際、市は被保険者の方やその他関係者の御意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されていることから、委員の皆様より御意見を頂戴したく、本日の議事に挙げております。

今回申請いただいた事業所様が、本市においては初めての療養通所介護事業所になります。指定申請を御提出いただいた事業所様は、株式会社創謙様です。本日は代表の林様にお越しいただいております。JR芦屋駅近く、ラ・モールの1階にてサービス提供をされる予定でございます。療養通所介護事業所開設に至る経緯や、実際のサービス概要については、後ほど林様に御説明いたします。

私からは地域密着型療養通所介護サービスの概要、当事業所様が指定基準等を満たしていることについて御説明いたします。まず、地域密着型療養通所介護とはどのようなサービスであるかについてですが、要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能を維持することに加えて、利用者御家族の心身の負担軽減を図ることなどが目的とされております。

利用対象者は、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の方であって、サービス提供中に常時看護師による観察が必要な方と規定されております。動くことそのものが難しい方もおられますので、事業者の方は利用者の御自宅から施設までの送迎も行うことになります。

では、資料1-1裏面を御覧ください。こちらが主な指定基準となっております、人員基準、設備基準、運営基準に分類されます。それぞれ、基準ごとの主要な確認事項につきまして御説明いたします。

まず、人員基準について、管理者、看護職員または介護職員が適切に配置されているかを確認しております。地域密着型療養通所介護におきましては、管理者は訪問看護の経験を持つ看護師でなければなりません、その点についても創謙様は問題なく基準を満たしております。

続いて、設備基準の項目を御覧ください。利用者の方がサービス提供時間中に過ご

す場所となる専用の部屋は、お一人当たり6.4平方メートル、それぞれのスペースに一定程度のプライバシーが保たれることを要します。また、最終的に基準を満たしていることは確認に参りますが、現状は4月1日から事業を開始できる状態と伺っております。

下段、運営基準につきましては、定員、運営規程や苦情処理等についての確認項目がメインになります。米印に記しておりますとおり、一般的な通所介護に類する基準以外にも、療養通所介護独自の基準がございます。創謙様におかれましては、それらの項目を含め、指定に係る基準は満たしていることを御報告いたします。なお、指定申請時の確認に加えまして、今後も事業開始後は運営指導や集団指導等で、基準を満たして運営されているかの確認をまいります。

簡単ではございますが、地域密着型療養通所介護の指定審査についての説明は以上でございます。

家高委員長 続いて、事業者の方より説明をお願いいたします。

株式会社創謙（林） 株式会社創謙という会社で代表をしております、林と申します。ナーシングデイ・創謙の管理者も兼ねる予定です。

ナーシングデイ・創謙の御紹介をさせていただきます。がん末期や神経難病、脳梗塞後遺症、認知症の診断を受けた、医療依存度が高く、常に看護師による観察や医療的ケアが必要な方を対象とした、一般のデイサービスに比べて、医療型という形のデイサービスとイメージしていただければと思います。営業日に関しては、月曜日から金曜日、土日はお休みです。営業時間に関しては9時から17時半で、サービス提供時間が、おうちに伺ってから送迎までの時間を入れますと、9時半から16時半。場所が狭いので、定員は3名が限界といったところです。送迎はドライバーと、もう一人つく形になります。

職員体制は管理者1名、職員6名で、看護師が5名と理学療法士が1名です。サービス内容は、まず特色である医療的ケアといったところで、点滴、褥瘡処置、経管栄養、カテーテル、留置カテーテル、気管カニューレ管理、吸引などが行われます。加えて、入浴介助、食事提供介助などやレクリエーション、必要に合わせてリハビリテーション等を行っていきます。

サービスの特徴としては、例えば訪問看護で、おうちでのサービスを入らせていただいている方には、御自宅と同じような医療処置が受けれるという、御自宅でのやり

方を反映した医療処置が受けられるというメリットがあり、ケアの継続性を挙げています。

指定申請の経緯ですが、私自身が訪問看護を始めたときから、おうちでできるだけ最期までと思われている方々の医療処置というのも、在宅生活を続けるに当たって介護者の方の疲労につながっているんじゃないかと感じることがありました。

そういったところで、訪問看護だけではなくて、何か御家族にとっても息抜きができるような場所が開設できたらなという気持ちでおり、同じビルで空いた部屋があったので、小規模ですけれどもやってみたいと思ひまして、今回申請をさせていただきました。

今後の展望ですけれども、芦屋市で初めてのサービスということで、トライ・アンド・エラーが続くかなとは思っているんですけれども、どうやっていったらいいか、まだ定まらないところであり、地域のケアマネさんにサービスのメリット等を理解していただけるように精進させていただくつもりです。

1人、特定行為の研修を受ける職員もおりますので、ドクターが今までされていた、例えば褥瘡の壊死組織を取るとか、気管カニューレの交換だとか、点滴の内容を考えるだとか、責任を委譲された看護師と捉えていただければなと思うんですが、もう少し幅広くサービスを展開できるんじゃないかなと、期待はしているところですが、まだ不確かなところではありますので、地道にこつこつと、やっていければなと思っております。皆様に御協力をいただけることを切にお願いしております。今日はどうもありがとうございました。

家高委員長 では、先ほどの御報告を終えまして、皆様のほうから御質問、御意見等、何かございましたら頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。上田委員お願いします。

上田委員 芦屋市社会福祉協議会の上田と申します。よろしく申し上げます。

3名の方を受け入れられる予定ということで、御状態にもよってなんですけれども、お食事というのはどのように提供されるのでしょうか。胃ろうであれば、注入されるものを持っていく形ですが、実際、普通食を召し上がられる方もいると思いますので、教えてください。

株式会社創謙（林） むしろ、普通食を食べられる方が少ないかもしれないなと思ひまして、その方に合った形態のお食事を、もし御家族で用意していただけるん

だったら、そちらを提供することを想定しています。事務所で作るということは考えていなくて、例えば嚙下食みたいなもの、レトルトみたいなのを購入して持っていか、胃ろうをデイサービスのほうでさせていただいたり、その人に合わせて考えていきたいとは思っています。もし、事務所側で購入ということだったら、食費に関しては実費で頂くということで考えています。

上田委員 一般のデイも食事に関しては実費みたいな形になっていますので、やはり御家族が、デイサービスに行っていただくだけでも、結構、準備に時間がかかりますし、行ってもらうための準備と帰ってきた後の洗濯とかが大変と御意見をお聞きします。さらに、そこにお食事もとなると、御負担を軽減できるような方法、胃ろうとか、重度の方であれば要らないのかもしれないですけど、併せて考えていただけたらと思います。

株式会社創謙（林） ありがとうございます。

家高委員長 先ほどのお話は、デイサービスで、レスパイトケアになると言われるけれども、実は家族からするとレスパイトケアにあまりなっていないというようなところもあったりしますので、そうした家族の状況なんかも想定した上で運営をいただきたいという要望であったと思います。そのほか、いかがでしょうか。

木下委員 ケアマネジャー友の会理事の木下です。

療養通所介護というのが初めてで、どういう支援をしてくださるのかなって思うケアマネジャー、恐らく多いのではないかと思います。

確かに医療依存度の高い方というのは多くなってきたので、このサービスをケアマネジャーに周知していただいて、ケアマネジャーがサービスの内容を理解できたら、定員3名ではもしかしたら少なくなってくるのではないかなと思います。私もちよつと勉強不足なんですけど、費用的にはどれぐらいの単位数がかかってくるんでしょうか。

株式会社創謙（林） 1か月ごとの包括料金として1万2,785単位で、1割負担で1万3,655円です。短期利用の方、1日につき、7日から14日以内の期間に限った方であれば、1回につき、1日につき1,335単位で、1割負担で1,426円です。

木下委員 御利用されるその日数によって、月単位で請求される場合と、日割りで請求される場合があるということですね。

株式会社創謙（林） そうですね。

木下委員 ケアマネジャーはしっかり勉強しないといけないなと思います。かなり単位数が大きいので、恐らくその要介護度が高い方が御利用されるのではないかなと思うんですけども、それを考えたときに、この支援、フルサービスを入れさせていただいたら、オーバーする方がもしかしたら出てくるので、また新たに組み直しをしないといけないとか、そういったことが必要になるかなと思います。しっかり勉強させていただきます。

事務局（浅野） ありがとうございます。この療養通所介護なんですけれども、令和5年度の厚労省の資料によりますと、全国で大体90事業所ぐらいで推移しており、それほど増えてもいないというようなことになります。ケアマネジャーさんとか、ほかの事業所さんにとっても聞き慣れない、なじみのない事業になっております。御利用者の平均の介護度は要介護4.3になっていまして、要介護3以上の方がほとんど、89.4%を占めております。ですので、今後、市としてもサービス調整会議などでしっかりと特徴をお伝えしながら、必要な方に届くよう周知していきたいと考えております。

家高委員長 今後の地域包括ケアで、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるというようところで考えていくと、非常に大事な社会資源になってくるかなと思います。大事な社会資源であっても知られてなかったら使われることがないということで、この周知の問題というのはすごく重要だと思います。今、話が出ているのがケアマネジャーの方々への周知ということですが、それ以外にも医療機関への周知も必要になってくるかなと思います。あとは地域の方々の、高齢者や、またその御家族の方への周知というようところも重要になってくるかと思っております。

先ほど説明をいただいたときは、ケアマネジャーの方への周知については具体的に挙げておられました。それ以外の周知というところを何か考えておられたりしますでしょうか。

株式会社創謙（林） 市内の病院や医療機関を回って、先生方やソーシャルワーカー、地域連携の方々にも御理解いただければと考えております。

家高委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

宮崎委員 訪問看護ステーション連絡協議会の宮崎です。

療養通所は普通のデイケアと違って医療的ケアを行うことができることが売りになると思います。でも、看護小規模多機能型居宅介護と違って、訪問看護指示書が必要

ないので、利用者の主治医の先生と療養通所でどういう連携をしていくのでしょうか。また、療養通所で対応する看護師と訪問看護の看護師が連携事業所で同じであれば一貫したケアができますが、訪問介護は関連の無い事業所の看護師が入ってる場合は、医師からの指示書をもっている看護師と、もっていない看護師がそれぞれ対応することになるので、連携はどのようにとられるのでしょうか。

あとは特定行為も、手順書だけでいけますが、指示書の立てつけがないので、その行為に関する手順書のみとなると、責任の所在が難しいかなと思ったんですけど、在宅医や病院、あとはその方にもともと入っている事業者さんとかとどういうふうに連携していこうと思っていらっしゃいますか。

株式会社創謙（林） おっしゃるように、そこら辺がネックになってくるかなと思っています。必要性に合わせて、主治医の先生と連絡を取り合いながら、また在宅で行かれてる訪問看護ステーションと連絡を取りながら、やり方を統一していくしかないかなと思います。

特定行為も、まだどう機能していくかといったところは本当に分からないところではあるので、ドクターにまずは使っていただかないといけないんですけども、責任の所在といったところの住み分けというのはしっかりとやっていきたいと思っています。どう連携したら、責任を取れる体制が取れるかといったところが、確かにまだ未知数なところはあると思いますので、そこをしっかりとしていかなきゃいけないなと思っています。

家高委員長 三谷委員、お願いします。

三谷委員 あじさいの会の代表の三谷と申します。

私もこれは初めてで、よく分かってないので、少しずつ勉強させていただきたいなと思うんですけど、認知症の診断を受けた方って書いてありますけれど、要介護4、要介護5というと、認知症に関してだとかなり重度のアルツハイマーとか、車椅子の方とかそういう方になるんですけどもどのような方を利用者として考えてらっしゃるのでしょうか。

株式会社創謙（林） 認知症でも、普通のデイサービスでいける方は普通のデイサービスに行かれるんじゃないかなと思います。医療的ケアの必要な方が私共の事業所にこられる対象になる方々だと思います。

三谷委員 皆さんにお知らせしておきます。ありがとうございます。

株式会社創謙（林） ありがとうございます。

家高委員長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員の皆さんからもいろいろと意見出されましたけれども、それらを踏まえて運営していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて議事の2で、地域密着型サービス事業所の事業譲渡に伴う指定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（笹井） お手元に資料2を御用意願います。

まず、令和7年4月1日から令和8年3月1日までの期間におきまして、事業譲渡による指定申請を行った事業所が2事業所ございました。サービス種類別に申し上げますと、認知症対応型共同生活介護の事業所が1件。地域密着型通所介護の事業所が1件でございます。申請事業所の具体名は宝塚医療大学附属介護ステーション芦屋様が地域密着型通所介護、グループホームマイホーム芦屋様が、認知症対応型共同生活介護の事業所様でございます。

それぞれの申請書類において、事業所様のサービスや提供時間などの詳細が分かる資料を添付しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

どちらの事業所様も、運営法人の変更に伴う申請ですので、新旧法人が切り替わる時期におきましても、臨時休業等を挟むことなく、切れ目のない運営を行っておられます。管理者や現場職員の方々の大半は引き続き勤務されており、新法人の申請に関する審査において確認した際、サービス内容や設備等も変わりなく継承されていたことを併せて御報告いたします。

地域密着型サービス事業所の事業状況に伴う指定についての説明は以上でございます。

家高委員長 こちらにつきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

基本的には運営法人が変更になるということで、実際サービスが途中で切れるということもなく、職員の方も大幅に変わるということもなく、場所も変わるということになるかなと思います。この件に関しましては、よろしいでしょうか。

では、議事3、地域密着型サービス事業所の指定スケジュール及び今後の指定に係る取扱いについてということで、事務局よりよろしく願いいたします。

事務局（笹井） お手元に資料3の御用意をお願いいたします。

まず、令和8年度における地域密着型サービスの新規指定スケジュールについて御

提案いたします。皆様御存じのとおり、地域密着型サービス事業所の新規開設に当たりましては、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会において意見聴取をさせていただき運びとなっております。令和8年度につきましても、例年同様のスケジュールを予定しております。具体的には、事業所の希望する指定日に応じて、書類提出締め切り日を6月5日、10月2日、1月15日に3区分し、それぞれ直近の委員会開催予定月にお諮りさせていただくことになります。なお、申請書類提出締切日までに申請がなく、その他、議題や議案のない場合につきましても、委員会の開催はございません。

続きまして、項番2の事業譲渡や吸収合併に伴う新規指定の取扱いについて御説明いたします。事業譲渡や吸収合併に伴う指定につきましても、基本的にはサービス内容等に変更のない事業継承を想定しております。しかし、項番1の指定の取扱いにのっとりますと、指定までに時間を要することから、サービスの一時休止の必要が生じる可能性があり、御利用者様に対する継続的なサービス提供に支障を来すおそれがございます。

加えて、申請段階では法人様それぞれのセンシティブな情報が含まれる場合も考えられるため、一定の条件を満たす場合については、随時指定を行った上で、指定を行った年度、最終の委員会に御報告し、御意見をいただく取扱いとさせていただきます。

随時指定の対象となるケースは、事業譲渡や吸収合併に伴う新規指定、譲受法人による事業が既存の事業所のサービス内容、定員、従事者、設備等に実質的な変更がないと市が認める場合を想定しております。

なお、指定後は当年度もしくは翌年度に運営指導を行い、事業所運営についても注意を払ってまいります。令和8年度地域密着型サービス事業所の指定スケジュール及び今後の指定に係る取扱いについての説明は以上になります。

家高委員長 この件につきまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

1は、新規の申請があれば、この委員会が開催されるというところの内容、2は、事業譲渡、吸収合併といった場合、書かれてあるような項目においては、随時そのまま指定をしていって、年度の最終委員会で報告をされるという内容であったと思います。特に、これに関して御異論、御意見、質問等ございませんでしょうか。では、これで進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして議事4、地域密着型サービス事業所の運営指導結果について、事務局よ

りよろしく願いいたします。

事務局（笹井） 資料4-1、4-2を御用意ください。

まず、令和7年度地域密着型サービスの運営指導結果等について御報告いたします。資料1-4を御覧ください。

はじめに、運営指導を行った法人数を御報告いたします。運営指導は、サービスの質の確保と保険給付の適正化を目的とした行政指導であり、介護保険事業所の任意の協力の下、実施しております。

令和7年度は、地域密着型サービスを行う8法人に対して運営指導を行いました。サービスの内容、内訳は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1件、地域密着型通所介護が5件、小規模多機能型居宅介護が2件、認知症対応型共同生活介護が2件、地域密着型特定施設入居者生活介護が2件、介護予防小規模多機能型居宅介護が2件、介護予防認知症対応型共同生活介護が2件、合計17件となります。

続きまして運営指導における指摘事項の概要を御報告いたします。文書指摘は、運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反されていることが確認される場合に行います。文書指摘の内容は、是正または改善を求めるために、事業所様から改善報告書を提出していただき、その改善状況についても確認しております。

具体的な指摘内容ですが、まず、人員に関する基準につきましては、必要な職員の未配置が認められた事例、保管すべき資格者証の不足が認められた事例がございました。人員基準を満たせていないことを確認した事業所については、改善報告書によって人員体制の充足を確認しております。なお、必要であると判断した場合は勤務体制を継続的に確認しております。

次に、運営に関する基準についての指摘事項、介護給付費の算定及び取扱いについての指摘事項を申し上げます。抜粋列举にはなりますが、運営基準に関しまして、職場内のハラスメント対応に関する方針等が不十分、非常災害発生時の具体的行動計画の未整備、実施された訓練等が規定回数に満たない、利用者、従事者それぞれの書類に関する不備や保管不全、運営推進会議の未開催、このようなものがございました。

続きまして、介護給付費の算定及び取扱いに関しましては、サービス提供と異なる時間区分での算定、加算に関してのそごなどの指摘を行いました。限られた人員で運営されており、利用者のケアを優先した結果として事務作業が手薄になってしまったことが背景にかいま見える事例もございましたが、いずれも基準違反ではありますの

で、改善に向けて対応をお願いし、報告をいただいております。当課としましては、伴走型の助言に努めてまいります。なお、給付関係は、必要に応じて事業所と介護給付費の過誤調整を行っております。文書指摘は以上になります。

続きまして、口頭指摘について御報告いたします

口頭指摘とは、運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行い改善報告書の提出を求めなくても改善が見込めると判断したものになります。

具体的指摘事項ですが、運営に関する基準につきましては、送迎時間が一律に記載され、実際に送迎時間が記載されていない、研修記録に関する内容が不十分、事業所内発生事故の報告不十分、各サービス計画の本人同意が省略され家族等のサインで代替されている、運営事項説明書の利用者負担額や加算に関する記載誤り、従業者からの機密保持誓約書聴取について、ごく少数の聴取漏れ、介護報酬改定後の料金表について、一部の利用者から同意を得ていない、などがございました。

介護給付費算定扱い及び取扱いについては、処遇改善加算に係る賃金改善方法について職員への周知不足、個別機能訓練加算に関する計画や口腔機能改善管理指導計画に関する記録の不備、入浴時間や介助内容の記録不備、給付実績上の算定回数と個別ケア記録上の入浴実施回数の相違、といったものがございました。口頭指摘につきましては以上になります。

続きまして、監査を行った法人数及び処分内容について御報告いたします。

監査は著しい運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合や、そのおそれがある場合に情報を収集するとともに、現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するものです。令和7年度は1法人に対して監査を実施いたしました。こちらについては、現在、監査を継続中であるため、結果については来年度の地域密着型サービス運営委員会で御報告いたします。本日は、前年度の運営委員会時点では精査中であったため、御報告できなかった令和6年度の監査について申し上げます。

対象となった事業所のサービスは、入居・入所によるサービスを提供する施設系サービスでございます。監査の結果、行政処分には至っておりませんので、詳細のサービスであったり、事業所名は控えさせていただきます。

指摘事項としましては、身体的拘束の事案発生後に開催した身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、当該事項に関して検討した記録がなかった

ことから、そもそもサービス提供中において身体的拘束等の行為を行ってはならないことを前提とした上で、身体的拘束の実施がやむを得ない場合、いわゆる身体拘束の3原則に該当するかを組織として慎重に検討し、判断の過程を記録に残すこと。実施する場合は、業態及び時間、利用者の心身の状態や家族の意見等を詳細に記録することを求めました。監査を行った法人数及び処分内容については以上でございます。

本年度の運営指導及び監査につきましては、昨年度同様に、厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り実施いたしました。おおむね適正に基準を遵守し運営されておりましたが、確認した基準違反については、文書指摘または口頭指摘により、事業所に対して改善を図るよう指導いたしました。また、事業譲渡による運営法人が変更された事業所につきましては、事業譲渡から一定程度の期間を経た後、運営指導に参りました。事業所の現場では、おおむね適正に基準を遵守し、御利用者様への説明等を丁寧に行いながら運営されておられました。今後も集団指導などを通して、関係法令の遵守、事業所運営、適正なサービス提供、適正な報酬請求を行うよう広く周知してまいります。

御報告は以上でございます。

家高委員長 この件につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

上田委員 社会福祉協議会、上田です。

社会福祉協議会の中でも精道包括に勤務しておりまして、運営推進会議等でいろんな事業所さんのほうに行かせていただいております。その中でも、やはりその利用者さんがちゃんと御利用できているだろうかとか、適切な処遇を受けているだろうかというところが少しかいま見られるようなこともありましたり、その事業者さんはどうだろうという情報がやはり包括のほうに入ってきた中で、市のほうが適切に、このように対応していただけることが本当にありがたく思っておりますし、やはり市からきっちり指導していただけているというのが、利用される御利用者さんにも安心して私たちがサービスをお勧めできたりとかできるかなと思っております。また引き続き私どもも連携をさせていただいて、一緒によいサービスにしていきたいと思っております。

家高委員長 そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

村角委員 運営指導を行ったサービスごとの内訳で、資料4の1に表があって、資料4-2に事業所とサービスが書いてあると思うんですけども、このサービスの種

類と事業所などで、照らし合わせようと思ったときに、連動していたら分かりやすいなと思いました。

以上です。

家高委員長 こちらは、行政のほうから何かコメントありますか。

事務局（浅野） 資料4-1の1枚目は、介護予防の事業所も別途カウントしての17件となっていますが、資料4-2の事業所一覧では区別していないため、見比べると、わかりづらいということかと思います。申し訳ございません。

村角委員 いえ、分からなかっただけなので。ありがとうございます。

家高委員長 そのほか、いかがでしょうか。

私のほうからちょっと気になったのが、2ページの文書指摘とか、あとは口頭指摘とかで、これはいろんな事業所の事案が混在しているので、どこがどう連動しているのかが分からないですけれども、先ほどの説明の中にもあったように、マンパワーが不足していることによって対応が十分できずに、この指摘事項に出てきてしまったというような状況が背景にあるのかなと思っております。

ただ、一方で、2ページの運営に関する基準の、非常災害に関する具体的計画というところで、災害に関連するような計画の話があるんですけども、地域密着型サービスとなってくると、やはり事業所の単位が結構小さくなってくるので、この災害の対応を考えると、課題があったり、難しさみたいなのところがあって、単にマンパワーが不足しているというよりも、事業所の中で対応することの難しさゆえに、後回しにしてしまうとか、なかなか具体策が打てないままにいるというような部分もあったりするのかなと思うのですがいかがでしょうか。

事務局（浅野） 運営指導に行かせていただく中で、大きな法人であれば、法人でしっかりとマニュアルとかを作られて、それを各地域の事業所に下ろされているということがありますので、かなり充実したマニュアルなどもお持ちだったりするんですけども。本当に少ない人数でされているようなところだと、やはり研修ですかマニュアル、指針等の作成に労力がかかったりとか、なかなか十分なものができないということはお聞きしています。

ですので、運営指導で行った際に、ほかの事業所の事例を御紹介させていただいたりとか、厚労省のほうでも様式をお示しになったり、動画の研修などもございますので、そういったものを受けていただくなど、なるべく御負担にならないような方法を

助言させていただいたりしております。

家高委員長 指摘だけではなく、さらにその改善するためのアドバイスとかアイデアとかも提示をいただいているというところで、安心しました。やはり小さな事業所の中でどうしてやっていけばいいのかというので迷われてる事業者の方も結構いらっしやるかと思えます。そのほかはいかがでしょうか。

善積委員 監査を行った法人の指導の部分なんですけれども、この法人については身体的拘束の事案があったわけなんですよね。それに対して監査を行ったということなんですけれども、こういうことをきちんと改善してくださいというようなことをそのときに遡ってまた出し直していただいたような感じになるんですか。もう終わってしまったことに対して求められたのかなと思ひまして。

事務局（浅野） 監査を実施しまして、実際に現地にお伺いして、当時どのような対応で、記録ですとか会議、どういう検討をされてそこに至ってしまったのか、もしくは検討なく至ってしまったのかというところを記録やスタッフの方からヒアリングするなどして確認をさせていただいております。

その中で、実際に運営基準上、記録をしないといけない、検討しないといけない項目であったりが決まっておりますので、そういった手続等もしっかり取られたのかを確認した上で、やはりそこが不十分であるということでしたので、監査の結果通知で指摘させていただいています。それに対してしっかり改善に取り組んでいただいて、改善報告書を出していただいているというところなんです。

善積委員 はい、分かりました。

家高委員長 そのほか、いかがでしょうか。次第は5番その他になりますけど、その他は特にございませんでしょうか。

では、全ての議事が終了しましたので、閉会に移ります。一旦、事務局にお返しします。

事務局（浅野） 委員の皆様ありがとうございました。今回はこのメンバーで開催する最後の委員会となります。2年間お忙しい中お集まりいただき、また委員会の中で様々な貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、家高委員長から一言頂戴したいと思います。家高委員長、よろしく願いいたします。

家高委員長 一言ということで、皆さん2年間お疲れさまでした。拙い議事進行では

ございましたけれども、皆様の御協力をいただきまして無事終えることができました。改めてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。ありがとうございました。では、また、芦屋市の地域密着型サービスの運営は今後も続いていきますので、また何らかの形で御支援等をいただけたらと思いますので、引き続きよろしく願います。

それでは、令和7年度の第1回の地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。